

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次 ページ

告示

- 救急病院等でなくなった医療機関（六五九・医務事業課）…1
- 保安林の指定解除の予定（六六〇・由利地域振興局農林部）…1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（平鹿地域振興局農林部）…1

告示

- 秋田県告示第六百五十九号 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、

- 県営土地改良事業の換地処分（平鹿地域振興局農林部）…1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）…1
- 公安委員会告示 技能検定員審査（大型二種・普通二種）（二二七・運転免許センター）…2
- 教習指導員審査（大型二種・普通二種）（二二八・運転免許センター）…3
- 技能検定員審査（大型・普通・大特・大自二・普自二・牽引）（二二九・運転免許センター）…3
- 教習指導員審査（大型・普通・大特・大自二・普自二・牽引）（二三〇・運転免許センター）…4

同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	救急病院でなくなった年月日
市立田沢湖病院	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	平成十八年九月一日

秋田県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年九月五日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保 安 林 面 積		保 安 林 解 除		解 除 の 理 由	
郡 市 町 村	大 字	字	地 番	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的			
由利本荘市				六二の三	一、〇四一	〇・一〇四一	〇・一〇四一	魚つき		下水道事業用地とするため	
"	石脇	田中	六二の四	二二九	〇・〇二三九	〇・〇二三九	〇・〇二三九	兼航行目標			

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月五日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城 県営土地改良事業（田根森地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十八年九月五日から同年十月四日まで
- 三 縦覧場所 横手市役所大雄地域局

平成十八年八月二十九日県営土地改良事業（鍋倉地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月五日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - ナノインプリント装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (二) 納入期限

- 平成十九年三月九日(金)
- (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (一) (2)の資格に係る申請
- (一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。(により平成十八年十月六日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。)
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一〇号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)
- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九

- 号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年九月五日(火)から同年十月十六日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成十八年九月五日(火)から同年十月十六日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十八年十月二十日(金)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- 四 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出するもの。
- (七) その他
- 七 概要
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- Summary
1 Nature and quantity of item to be

purchased : Nanoinprint Machine
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 20 October, 2006
 3 Contact point for the notice : General
 Administration Center, Bureau of Treasury,
 Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno,
 Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
 TEL 018-860-2743

公安委員会告示

- 秋田県公安委員会告示第127号
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号、以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
 平成18年9月5日
 秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道
- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査(大型二種)
 - (2) 技能検定員審査(普通二種)
 - 2 技能検定員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
平成18年10月10日(火)午前9時から正午まで
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
 - 3 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 申請手続
 - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼り付け、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二種)を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員(普通二種)を受けようとする者にあつては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。
 - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当

する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成18年9月11日(月) から同年9月15日(金) までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(大型二種・普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(大型二種、普通二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係 (電話 018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第128号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、

公告する。

平成18年9月5日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査(大型二種)
(2) 教習指導員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日
平成18年10月10日(火) 午前9時から正午まで
(2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をはり付け、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者については、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者については、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成18年9月11日(月) から同年9月15日(金) までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係 (電話 018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第129号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
平成18年9月5日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査(大型)
(2) 技能検定員審査(普通)
(3) 技能検定員審査(大特)
(4) 技能検定員審査(大自二)
(5) 技能検定員審査(普自二)
(6) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日
平成18年10月11日(水) 午前9時から午後4時まで
(2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をはり付け、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成18年9月11日(月)から同年9月15日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(普通)を受けようとする者において、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者については、14,750円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表中欄の技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点	6,750円	2,450円

方法

3 教則の内容となつて いる事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評定方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考

- 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において5,050円を減ずる。
- 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において4,750円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

- 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第130号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1

号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。
平成18年9月5日
秋田県公安委員会委員長 大 洵 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
(2) 教習指導員審査(普通)
(3) 教習指導員審査(大特)
(4) 教習指導員審査(大自二)
(5) 教習指導員審査(普自二)
(6) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成18年10月11日(水) 午前9時から午後4時まで
(2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をはり付け、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成18年9月11日(月)から同年9月15日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

- 4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

- (2) 納付方法
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
 5 審査についての問い合わせ先
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

正 誤

ページ	段	行	誤	正
九	下	終りから二七十一	十一月三十日付け 指令由建一二十百	八月二十九日付け 指令由建一千三百

平成十八年三月十日(第千七百五十八号) 掲載の秋田県告示第百八十二号(開発行為に関する工事の完了)(原稿誤り)

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄